

島根大学オープンアクセス方針実施要領

「島根大学オープンアクセス方針」(平成30年5月17日学長決裁, 以下「方針」という。)により, 島根大学の教員が公的研究資金を活用することにより得られた研究成果は, 島根大学学術情報リポジトリ“SWAN”(以下, SWANという。)によってオープンアクセス化することになりました。この実施要領は, 方針の内容を具体的に説明するものです。

(趣旨)

1 島根大学(以下「本学」という。)は, 島根大学憲章に基づき, 本学に在籍する教員(以下「教員」という。)の公的研究資金を用いた学術研究の成果(以下「研究成果」という。)を広く学内外に無償で公開することにより, 学術研究のさらなる発展に寄与するとともに, 情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすことを目的として, オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(1) オープンアクセスとは

オープンアクセスとは, 学術雑誌論文等をインターネット経由で誰もが制限なく閲覧可能な状態にすることを指します。オープンアクセス化により, 研究成果へのアクセスの平等が図られるだけでなく, 研究成果の共有と再利用が進むことで, さらなる学術研究の発展やイノベーションの創出が促進されることなどが期待できます。

また, 研究成果のオープンアクセス化は, 著者にとっても以下のようなメリットがあります。

- ・全世界の人に研究成果を読んでもらう機会を得られます。
- ・論文が引用される可能性が高まります。
- ・研究成果を社会に還元することができます。
- ・自分の研究成果をいつでも確認できます。

(2) オープンアクセスの種類

オープンアクセスは, 以下のように, 大きく2つに分けて説明されることがあります。

①グリーン・オープンアクセス

機関リポジトリや研究者自身のWebサイトで研究成果を公開することです。リポジトリを使うと, 登録・公開にあたって著者に費用負担がない一方, 出版者の方針により一定の条件が課されることがあります。

②ゴールド・オープンアクセス

オープンアクセスジャーナル等, 出版者によるオープンアクセスを指します。出版後即時に誰もが無料でアクセス可能になりますが, 多くの場合, 著者はAPC(Article Processing Charge)と呼ばれる費用負担が必要です。

島根大学オープンアクセス方針は, 本学構成員の研究成果をSWANに登録することにより, グリーン・オープンアクセスを目指すものです。

また, arXiv.orgやResearchGateといった外部で運営されているリポジトリや, ゴールド・オープンアクセスを含むオープンアクセス論文によってオープンアクセスを実現している研究成果についても, 島根大学として責任をもって研究成果を保存・継承していくという観点から, SWANで公開していくことが望

ましいといえます。

(3) 「教員」の範囲

本方針により SWAN への研究成果登録が必要となる「本学に在籍する教員」は、常勤の教授、准教授、講師及び助教であり、本学「大学評価情報データベース」の登録義務者と同一となります。なお、本学に在籍する教員が他機関へ異動した後も、在籍時に発表し、SWAN に登録した論文は引き続き保存・公開されます。

また、方針の対象とならない教職員についても、自発的に SWAN に研究成果を登録することを推奨しています。SWAN に研究成果が登録できるのは、島根大学学術情報リポジトリ運用要項（以下「リポジトリ要項」という。）第4条の「登録者」に定めており、方針より範囲が広がっています。

(4) 公的研究資金の定義

公的研究資金とは、競争的研究資金、公募型の研究資金および運営費交付金を指します。内閣府の国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会による報告書「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」（平成27年3月）の定義によります。

参考「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」p.15

URL: <http://www8.cao.go.jp/cstp/sonota/openscience/index.html>

(3)① 「公的研究資金を用いた研究」の定義

競争的研究資金及び公募型の研究資金に該当するものとする。また、国費が投入されている独立行政法人及び国立大学法人等の運営費交付金を100%活用した研究活動等も対象とすべきである。

(研究成果の公開)

2 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行した学術雑誌に掲載された教員の研究成果を、島根大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学に移転しない。

(1) 研究成果の範囲

本方針では、出版社、学協会及び学内各部局等が発行する出版物に、学術雑誌論文、会議発表論文、および紀要論文として掲載された学術情報をオープンアクセス化の対象としています。ただし、方針の対象外の研究成果であっても、リポジトリ要項で定められている登録範囲の研究成果の登録を推奨します。

また、学外研究者との共同研究成果も本方針の対象となります。Corresponding Author, First Author, Last Author といった立場の方が本学に在籍していない場合も、本学教員が共著者として名前を連ねている研究成果は対象となります。

(2) 学内紀要に掲載された研究成果について

既に SWAN で継続的に登録・公開されている学内紀要に掲載された論文については、個別に登録申請する必要はありません。新しい号が発行される毎に、発行元より附属図書館にデータを一括して送付され、附属図書館で代行登録を行っています。

<SWAN で公開されている刊行中の紀要一覧>

URL: <http://ir.lib.shimane-u.ac.jp/ja/page/bulletin>

(3) 研究成果の著作権

研究成果を SWAN に登録することによって著作権の所在が変わることはありません。登録前の著作権

者が著作権を保持します。SWAN で公開された研究成果は、特に表示がない限り、私的使用のための複製や引用等の著作権法に規定されている範囲内でのみ利用されます。

(適用の例外)

- 3 前項に関わらず、著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

教員は、研究成果を非公開とする必要がある場合、理由を付して申請することができます。具体的には、共著者の同意が得られない場合、出版者の同意が得られない場合、研究成果が個人情報やプライバシーに関する内容を含むためインターネット上での公開が不適切である場合といった理由を想定しています。

なお、出版者が機関リポジトリへの登録を許諾していないことを附属図書館が確認した場合は、適用例外の処理を附属図書館において代行します。その他、リポジトリ要項第 11 条第二号の削除規定に該当するような場合は、附属図書館長の判断で非公開とする場合があります。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

本方針は、制定日（平成 30 年 5 月 17 日）以降に出版された研究成果に適用されます。契約行為に関わる多様な事例が想定されるため、方針の遡及的な適用は行いません。ただし、方針以前に公表された研究成果も登録は可能です。

(研究成果の提供)

- 5 教員は、研究成果について、リポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版の電子データを、できる限りすみやかに無償で本学に提供する。なお、当該研究成果に共著者がいる場合、リポジトリによる公開につき、同意を得た上で提供するものとする。

(1) 提供時期

方針は大学としての意思表示であるという観点から、教員は研究成果公表後できるだけ速やかに提供することが望ましいといえます。また、大学評価情報データベースの入力時において「リポジトリ公開」の項目で「学外公開」「学内公開」にチェックを入れた場合は、附属図書館からデータ提供を依頼する場合があります。

(2) 提供方法

SWAN への登録は、附属図書館が代行して行います。電子データをメール添付等の方法により附属図書館のコンテンツ担当までお送りください。また、学内の複数の教員が著者となっている場合、代表 1 名による提供で構いません。申請にあたっては、以下の情報をお知らせください。なお、電子データをお持ちでない場合は、紙媒体をお送りいただければ、附属図書館で電子データ化します。

- ・雑誌掲載情報（掲載誌名・巻号・ページ・掲載年月・出版者名）
- ・DOI（デジタルオブジェクト識別子：あれば）

(3) ファイル形式

SWAN に登録する研究成果のファイル形式は PDF ファイルとします。PDF 以外の形式で提供された場合は、附属図書館で変換したものを SWAN に登録します。

(4) 著作権者の許諾

SWAN への登録にあたっては、著作権者から許諾を得る必要があります。

① 出版者（出版社・学協会等）の許諾

学術雑誌等への掲載にあたって出版社や学協会に著作権が移転している場合、許諾が必要です。リポジトリ登録にあたっては、附属図書館において出版者の Web サイト等で許諾条件を確認しますが、明確な情報が得られない場合、投稿時に著者が出版者と合意した契約内容（著作権譲渡書、Copyright Transfer Form 等）についてお尋ねする場合があります。

② 共著者の許諾

複数人による共同著作物で、かつ著作権が出版者に移転せず著者に残っている場合、共著者全員の許諾が必要です。この確認は著者である教員自身が行います。合意文書等の提出は必要ありませんが、附属図書館では対象となる電子データ等をご提出いただいた時点で、共著者全員の合意が得られているものとして取り扱います。

(5) 機関リポジトリへの登録が許諾される版について

出版者（出版社・学協会等）が発行する学術雑誌に掲載された研究成果は、機関リポジトリ登録にあたって、一定の条件が課される場合があります。具体的には①版の指定、②公開禁止期間の設定などが挙げられます。

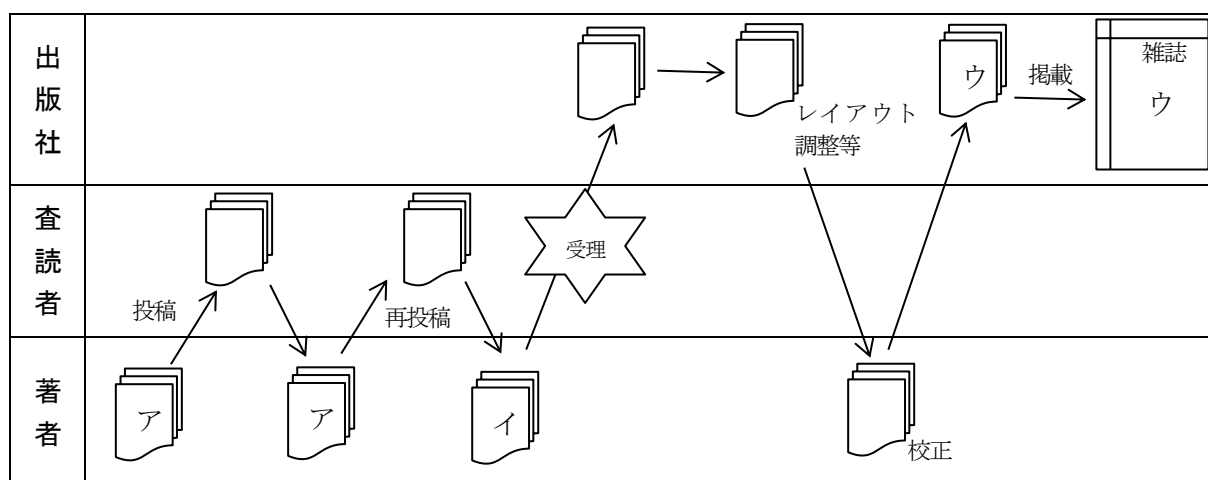
① 版の指定

論文は、初稿から出版までの各段階で、査読の反映状況や出版社による版組の状態により、いくつかの版に分けることができます。商業出版社の7割以上は、著者最終稿の機関リポジトリ登録を許諾しています。著者最終稿とは、査読後、accept される直前に著者が提供した原稿のことで、査読は反映されていますが出版社によるレイアウト調整等の手が加えられていない版を指します。

(ア) 著者稿 (author version) : 雑誌に掲載される前の、著者の手元にある版

(イ) 著者最終稿 (final version / final draft) : 雑誌に掲載される直前の、著者の手元にある最終の版

(ウ) 出版社版 (publishr version) : 雑誌に掲載された (レイアウトも整えられた) 版



② 公開禁止期間（エンバーゴ）の設定

機関リポジトリへの登録にあたって、出版日から一定期間（6か月、1年など）経過を条件としている場合があります。この場合、SWANの公開制限機能により、全文データの公開を指定した日まで保留することができます。

参考) 機関リポジトリ登録に関する出版社の許諾条件の一例

出版社/版	プレプリント※	著者最終稿	出版社版
Elsevier	公開可	公開可（条件あり） ・エンバーゴ（1～4年） ・クリエイティブコモンズの表示（CC-BY-NC-ND）	公開不可
Wiley	公開可	公開可（条件あり） ・エンバーゴ（1～4年）	公開不可
Springer	公開可	公開可（条件あり） ・エンバーゴ（1年）	公開不可
ACS	公開可（条件あり） ・編集者の書面での許可 ・ACSの倫理ガイドラインに違反しないこと	公開可（条件あり） ・所属機関においてOA化が要求されている場合(島根大学はこれに該当) ・エンバーゴ（1年）	公開不可
Nature	公開可	公開可（条件あり） ・エンバーゴ（6か月）	公開不可
AAAS (Science)	公開可	公開可（条件あり）	公開不可

※プレプリント・・・著者稿を含む査読前で出版されていない原稿を指します。

・著作権ポリシーデータベース・・・以下のWebサイトで機関リポジトリ登録に対する出版者の方針が確認できます。

SHERPA/RoMEO（海外出版社・学協会の場合） <http://www.sherpa.ac.uk/romeo.php>

SCPJ（国内学協会の場合） <http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp>

（6）機関リポジトリ登録を認めることが明示されている研究成果の取り扱いについて

オープンアクセスジャーナルやハイブリッドジャーナル（購読型雑誌の中で一部の論文のみをオープンアクセスとするもの）に掲載された研究成果の中には、クリエイティブコモンズ・ライセンス付与等により機関リポジトリ登録を含む再利用を認めているものがあります。それらのうち、本学教職員が直接関わるものについては、附属図書館で論文の存在を確認次第SWANへ登録します。

（リポジトリの運営）

6 リポジトリの運営に関する事項は、「島根大学学術情報リポジトリ運用要項」に基づき取り扱う。

SWANへの登録、公開、公開後のデータ利用等、SWANの運用に関する事項は、リポジトリ要項に基づき取り扱います。

（その他）

7 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

方針の実施に際し、学内の関係部署や出版者との調整が必要となる可能性を想定したものです。

■問い合わせ先・研究成果データ提供先

附属図書館（企画部図書情報課）

コンテンツ担当

メール：cat@lib.shimane-u.ac.jp

電話：0852-32-6131（内線 2733）